

愛知県立佐屋高等学校農業クラブ会則

第1章 総 則

第1条 本クラブは愛知県立佐屋高等学校農業クラブと称する。

第2条 本クラブは事務所を県立佐屋高等学校内に置く。

第3条 本クラブは県立佐屋高等学校生物生産科・園芸科学科の生徒をもって組織する。

第4条 本クラブは県立佐屋高等学校農業クラブの活動を促進して、社会性・指導性を養成し、農業の改善と明るい農村建設に貢献することを目的とする。

第2章 事 業

第5条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農業クラブに関する調査及び研究資料の募集、配布。
- (2) 研究会、協議会、技術競技会、展示会、品評会、講演会、講習会などの開催。
- (3) 愛知県学校農業クラブ連盟並びに友好団体との連絡、提携。
- (4) クラブ員の表彰。
- (5) 上級位の検定並びに特級位の推薦。
- (6) 機関誌及び新聞の発行。
- (7) クラブ員に対する物資の斡旋。
- (8) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業。

第3章 役 員

第6条 本クラブは次の役員を置く。

会長1名、副会長3年、2年の各1名、書記、会計、会計監査はそれぞれ2名を置く。

第7条 役員は立候補により全クラブ員の無記名投票により決定される。ただし、議長、副議長は代議員会に於いて選出される。

第8条 各クラブより1名ずつ選出された選挙管理委員会が役員選挙を管理する。選挙規定は別に定める。

第9条 役員は次のことを行う。

- (1) 会長はクラブ員を代表し、会務をつかさどる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長が不在又は執行不能の場合は会長を代行する。
- (3) 書記は会務の記録及びそれらの保管にあたる。
- (4) 会計は代議員会に諮問し予算を編成し、支払及び記帳を行う。
- (5) 会計監査は予算の執行状況を監査する。
- (6) 各種委員会は各専門分会及びクラブの活動にあたり必要に応じて組織された委員会の代表者より夫々の活動を推進する。
- (7) 代議員会議長は代議員会の運営をつかさどる。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

愛知県立佐屋高等学校農業クラブ役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 愛知県立佐屋高等学校農業クラブ会則（以下会則という）第8条により会則6条における役員選挙に関する細則である。

第2条 役員選挙は、1年に1回農業クラブ員全員の直接選挙により行う。選挙期日は年次大会後1ヵ月以内に行う。

第2章 選挙権及び被選挙権

第3条

- 1 農業クラブ員はすべて選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は選挙権及び被選挙権を有しない。
- 2 選挙管理委員が被選挙権を得たい時はその職務を代行させなければならない。

第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙事務を行うために選挙管理委員会を設ける。

第5条

1 選挙管理委員会は各クラスで選出された1名の選挙管理委員により構成する。その任期は1ヵ年とする。

2 選挙管理委員の選出は新年度速やかに行う。

第6条 選挙管理委員長は委員の互選により選出する。ただし必要に応じてその他の役員をおくことができる。

第7条 選挙管理委員会は次の事を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補者の受付
- (3) 立候補者の資格審査
- (4) 投票および開票に関する一切の事務
- (5) 当選の確認とその通知

第4章 候補者及び当選者

第8条 立候補希望者は、選挙期日の公示のあった日から選挙期日前3日までに15名以上の署名のある推薦状をそえて選挙管理委員会に立候補届出を行う。ただし1名の署名者が同種の2人以上の立候補者に推薦署名をすることができない。

第9条 有効投票の最多数を得た者から当選者を決定する。

第10条 無競争の場合は、その立候補者につき全クラブ員による信任投票を行い過半数に満たない場合は、第11条の立候補者のない場合に準ずる。

第11条 立候補者がいない場合は再公示をくり返し行い役員全部の投票が一括して行えるようになってから、速やかに選挙を行う。

第12条 投票の決定について異議のある時は、当選告示の日から5日以内に選挙管理委員会に申し出るものとする。申し出があった場合、選挙管理委員会は直ちに調査を開始し、適正な処置をとる。

第5章 補欠選挙

第13条 役員に欠員が生じた場合、選挙管理委員会は10日以内に補欠選挙を行わなければならない。

第14条 前条で選出された役員の任期は前任者の在任期間とする。

第6章 選挙運動

第15条

- 1 選挙運動は立候補届を行った時から投票の前日まで行うことができる。候補者のポスターは選挙管理委員会の印を必要とし、そのポスターは選挙管理委員会に指定された場合以外に貼ってはならない。
- 2 選挙運動、立会演説会に対する詳細はその都度選挙管理委員会の決定する選挙施行規則に従うものとする。

第7章 投票

第16条 投票は次のとおり行う。

- 1 会長は無記名单記投票とする。
- 2 副会長は、2年1年各々無記名单記投票とする。
- 3 書記、会計は各々無記名单記投票とする。
- 4 選挙管理委員会所定の投票用紙を使い個人別に所定の投票箱に投票する。
- 5 立会演説会后、直ちに投票を行う。
- 6 投票の開票には顧問が立ち合い、必要に応じて立候補者の責任者も立合うことができる。